

秋田市公告

あきた芸術劇場条例（令和元年秋田市条例第47号）第5条第2項の規定により、次のとおりあきた芸術劇場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認したあきた芸術劇場の利用料金は、令和4年6月1日から適用する。

令和4年5月31日

秋田市長 穂 積 志

1 あきた芸術劇場条例第2条第1項各号に掲げる施設の利用料金

(1) ホール

ア 客席を利用する場合

区分			利用料金の額 (円)							
			午前9時 前の時間 1時間に つき	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで	午後10時 後の時間 1時間に つき
大 舞 ホ 台   お 合 ル よ び	入場料を徴 収しない場	平日	18,700 (7,947)	39,000 (16,575)	51,900 (22,057)	62,300 (26,477)	90,900 (38,632)	114,200 (48,535)	153,000 (65,025)	18,700 (7,947)
		土曜日、 日曜日お よび休日	22,500 (9,562)	46,700 (19,847)	62,300 (26,477)	74,700 (31,747)	109,000 (46,325)	137,000 (58,225)	183,600 (78,030)	22,500 (9,562)
全 入 客 場 席 料 を を 利 徴 用 収 す す	入場料1 人当たり の最高額 が1,000 円以下の 場合	平日	22,500 (9,562)	46,700 (19,847)	62,300 (26,477)	74,700 (31,747)	109,000 (46,325)	137,000 (58,225)	183,600 (78,030)	22,500 (9,562)
		土曜日、 日曜日お よび休日	27,000 (11,475)	56,100 (23,842)	74,800 (31,790)	89,700 (38,122)	130,800 (55,590)	164,400 (69,870)	220,400 (93,670)	27,000 (11,475)
	入場料1	平日	30,000	62,400	83,100	99,700	145,500	182,800	244,800	30,000

るる 場場 合合	人当たり		(12,750)	(26,520)	(35,317)	(42,372)	(61,837)	(77,690)	(104,040)	(12,750)
	の最高額	土曜日、	35,900	74,800	99,700	119,600	174,400	219,200	293,800	35,900
	が1,000	日曜日お	(15,257)	(31,790)	(42,372)	(50,830)	(74,120)	(93,160)	(124,865)	(15,257)
	円を超え	よひ休日								
	3,000円									
	以下の場									
	合									
	入場料1	平日	39,300	81,900	109,000	130,900	190,900	239,900	321,300	39,300
	人当たり		(16,702)	(34,807)	(46,325)	(55,632)	(81,132)	(101,957)	(136,552)	(16,702)
	の最高額	土曜日、	47,100	98,100	130,900	156,900	228,900	287,700	385,600	47,100
が3,000	日曜日お	(20,017)	(41,692)	(55,632)	(66,682)	(97,282)	(122,272)	(163,880)	(20,017)	
円を超え	よひ休日									
5,000円										
以下の場										
合										
入場料1	平日	48,600	101,400	135,000	162,000	236,400	297,000	397,800	48,600	
人当たり		(20,655)	(43,095)	(57,375)	(68,850)	(100,470)	(126,225)	(169,065)	(20,655)	
の最高額	土曜日、	58,300	121,500	162,000	194,300	283,400	356,200	477,400	58,300	
が5,000	日曜日お	(24,777)	(51,637)	(68,850)	(82,577)	(120,445)	(151,385)	(202,895)	(24,777)	
円を超え	よひ休日									
7,000円										
以下の場										
合										
入場料1	平日	58,000	120,900	160,900	193,200	281,800	354,100	474,300	58,000	
人当たり		(24,650)	(51,382)	(68,382)	(82,110)	(119,765)	(150,492)	(201,577)	(24,650)	
の最高額	土曜日、	69,500	144,800	193,200	231,600	337,900	424,700	569,200	69,500	
が7,000	日曜日お	(29,537)	(61,540)	(82,110)	(98,430)	(143,607)	(180,497)	(241,910)	(29,537)	
円を超え	よひ休日									
る場合										
舞入場料を徴	平日	15,000	31,200	41,500	49,800	72,700	91,300	122,400	15,000	
台収しない場		(6,375)	(13,260)	(17,637)	(21,165)	(30,897)	(38,802)	(52,020)	(6,375)	
お合	土曜日、	18,000	37,400	49,800	59,800	87,200	109,600	146,900	18,000	
よ	日曜日お	(7,650)	(15,895)	(21,165)	(25,415)	(37,060)	(46,580)	(62,432)	(7,650)	

び 階 客 席 の 徴 み を 利 用 す る 場 合	入 場 料 1 人 当 た り	平日	18,000	37,400	49,800	59,800	87,200	109,600	146,900	18,000	
			(7,650)	(15,895)	(21,165)	(25,415)	(37,060)	(46,580)	(62,432)	(7,650)	
	の 最 高 額 が 1,000 円 以 下 の よ び 休 日	土曜日、	21,600	44,900	59,800	71,800	104,700	131,600	176,300	21,600	
		日曜日お よび休日	(9,180)	(19,082)	(25,415)	(30,515)	(44,497)	(55,930)	(74,927)	(9,180)	
	入 場 料 1 人 当 た り	平日	24,000	50,000	66,400	79,700	116,400	146,100	195,900	24,000	
			(10,200)	(21,250)	(28,220)	(33,872)	(49,470)	(62,092)	(83,257)	(10,200)	
	の 最 高 額 が 1,000 円 を 超 え よ び 休 日	土曜日、	28,800	59,900	79,700	95,700	139,600	175,400	235,100	28,800	
		日曜日お よび休日	(12,240)	(25,457)	(33,872)	(40,672)	(59,330)	(74,545)	(99,917)	(12,240)	
	3,000円 以 下 の 場 合										
入 場 料 1 人 当 た り	平日	31,400	65,600	87,200	104,600	152,700	191,800	257,100	31,400		
		(13,345)	(27,880)	(37,060)	(44,455)	(64,897)	(81,515)	(109,267)	(13,345)		
の 最 高 額 が 3,000 円 を 超 え よ び 休 日	土曜日、	37,700	78,600	104,600	125,600	183,200	230,200	308,500	37,700		
	日曜日お よび休日	(16,022)	(33,405)	(44,455)	(53,380)	(77,860)	(97,835)	(131,112)	(16,022)		
5,000円 以 下 の 場 合											
入 場 料 1 人 当 た り	平日	38,900	81,200	107,900	129,500	189,100	237,400	318,300	38,900		
		(16,532)	(34,510)	(45,857)	(55,037)	(80,367)	(100,895)	(135,277)	(16,532)		
の 最 高 額 が 5,000 円 を 超 え よ び 休 日	土曜日、	46,700	97,300	129,500	155,500	226,800	285,000	382,000	46,700		
	日曜日お よび休日	(19,847)	(41,352)	(55,037)	(66,087)	(96,390)	(121,125)	(162,350)	(19,847)		
7,000円 以 下 の 場 合											
入 場 料 1 人 当 た り	平日	46,400	96,800	128,700	154,400	225,400	283,100	379,500	46,400		

		人当たり		(19,720)	(41,140)	(54,697)	(65,620)	(95,795)	(120,317)	(161,287)	(19,720)		
		の最高額	土曜日、	55,700	116,000	154,400	185,400	270,400	339,800	455,400	55,700		
		が7,000	日曜日お	(23,672)	(49,300)	(65,620)	(78,795)	(114,920)	(144,415)	(193,545)	(23,672)		
		円を超え	よひ休日										
		る場合											
中 舞 ホ 台 お 合 よ び 全 入 客 場 席 料 を を 利 徴 用 す す る る 場 場 合 合 入 場 料 1 人 当 た り の 最 高 額 が 3,000 円 を 超 え よ ひ 休 日 5,000 円 以 下 の 場 合 入 場 料 1		入場料を徴	平日	9,500	19,600	26,200	31,400	45,800	57,600	77,000	9,500		
		収しない場		(4,037)	(8,330)	(11,135)	(13,345)	(19,465)	(24,480)	(32,725)	(4,037)		
		お合	土曜日、	11,300	23,500	31,400	37,600	54,900	69,000	92,400	92,400	11,300	
			日曜日お	(4,802)	(9,987)	(13,345)	(15,980)	(23,332)	(29,325)	(39,270)	(39,270)	(4,802)	
		よび	よひ休日										
		全入	入場料1	平日	11,300	23,500	31,400	37,600	54,900	69,000	92,400	92,400	11,300
			客場	人当たり	(4,802)	(9,987)	(13,345)	(15,980)	(23,332)	(29,325)	(39,270)	(39,270)	(4,802)
		席料	の最高額	土曜日、	13,600	28,200	37,700	45,200	65,900	82,800	110,900	110,900	13,600
			をを	が1,000	日曜日お	(5,780)	(11,985)	(16,022)	(19,210)	(28,007)	(35,190)	(47,132)	(5,780)
		利徴	円以下の	よひ休日									
			用収	場合									
		すす	入場料1	平日	15,100	31,400	42,000	50,300	73,300	92,200	123,200	123,200	15,100
			るる	人当たり	(6,417)	(13,345)	(17,850)	(21,377)	(31,152)	(39,185)	(52,360)	(52,360)	(6,417)
場合	の最高額	土曜日、	18,100	37,600	50,300	60,200	87,900	110,400	147,900	147,900	18,100		
	が1,000	日曜日お	(7,692)	(15,980)	(21,377)	(25,585)	(37,357)	(46,920)	(62,857)	(62,857)	(7,692)		
場合	円を超え	よひ休日											
	3,000円												
以下の場合													
	合												
入場料1	入場料1	平日	19,800	41,200	55,100	66,000	96,200	121,000	161,700	161,700	19,800		
	人当たり		(8,415)	(17,510)	(23,417)	(28,050)	(40,885)	(51,425)	(68,722)	(68,722)	(8,415)		
の最高額	の最高額	土曜日、	23,700	49,400	66,000	79,000	115,300	144,900	194,100	194,100	23,700		
	が3,000	日曜日お	(10,072)	(20,995)	(28,050)	(33,575)	(49,002)	(61,582)	(82,492)	(82,492)	(10,072)		
円を超え	円を超え	よひ休日											
	5,000円												
以下の場合													
	合												
入場料1	入場料1	平日	24,600	51,000	68,200	81,700	119,100	149,800	200,200	200,200	24,600		



	入場料1 人当たり の最高額 が5,000 円を超え る場合	平日	19,600 (8,330)	40,900 (17,382)	54,400 (23,120)	65,300 (27,752)	95,200 (40,460)	119,600 (50,830)	160,200 (68,085)	19,600 (8,330)
		土曜日、 日曜日お よび休日	23,600 (10,030)	49,200 (20,910)	65,300 (27,752)	78,600 (33,405)	114,400 (48,620)	143,800 (61,115)	192,400 (81,770)	23,600 (10,030)
小ホール A	入場料を徴 収しない場 合	平日	3,600 (1,530)	7,400 (3,145)	9,900 (4,207)	11,800 (5,015)	17,300 (7,352)	21,700 (9,222)	29,000 (12,325)	3,600 (1,530)
		土曜日、 日曜日お よび休日	4,300 (1,827)	8,900 (3,782)	11,800 (5,015)	14,200 (6,035)	20,700 (8,797)	26,000 (11,050)	34,800 (14,790)	4,300 (1,827)
	入場料を徴 収する場合	平日	5,400 (2,295)	11,100 (4,717)	14,900 (6,332)	17,700 (7,522)	26,000 (11,050)	32,600 (13,855)	43,500 (18,487)	5,400 (2,295)
		土曜日、 日曜日お よび休日	6,400 (2,720)	13,400 (5,695)	17,700 (7,522)	21,300 (9,052)	31,100 (13,217)	39,000 (16,575)	52,200 (22,185)	6,400 (2,720)
小ホール B	入場料を徴 収しない場 合	平日	3,000 (1,275)	6,200 (2,635)	8,200 (3,485)	9,800 (4,165)	14,400 (6,120)	18,000 (7,650)	24,000 (10,200)	3,000 (1,275)
		土曜日、 日曜日お よび休日	3,600 (1,530)	7,400 (3,145)	9,800 (4,165)	11,800 (5,015)	17,200 (7,310)	21,600 (9,180)	28,800 (12,240)	3,600 (1,530)
	入場料を徴 収する場合	平日	4,500 (1,912)	9,300 (3,952)	12,300 (5,227)	14,700 (6,247)	21,600 (9,180)	27,000 (11,475)	36,000 (15,300)	4,500 (1,912)
		土曜日、 日曜日お よび休日	5,400 (2,295)	11,100 (4,717)	14,700 (6,247)	17,700 (7,522)	25,800 (10,965)	32,400 (13,770)	43,200 (18,360)	5,400 (2,295)

## 備考

- この表の利用料金の額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額（あきた芸術劇場条例（昭和39年秋田県条例第3号。以下「県条例」という。）第13条第2項の規定により承認された利用料金の額に、下段の括弧内の利用料金の額を加えて得た額

をいう。以下同じ。)とし、下段の括弧内の利用料金の額はこの条例の規定により定められた利用料金の額(以下「市条例利用料金額」という。)とする。

2 午前9時前の利用時間もしくは午後10時後の利用時間が1時間未満であるとき又はこれらの利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。

3 この表において「入場料」とは、利用者が、いずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。

4 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。

イ 客席を利用しない場合

区分		利用料金の額(円)					
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大 ホ ル	平日	23,400 (9,945)	31,200 (13,260)	37,400 (15,895)	54,600 (23,205)	68,600 (29,155)	91,800 (39,015)
	土曜日、日曜日および休日	28,100 (11,942)	37,400 (15,895)	44,900 (19,082)	65,400 (27,795)	82,200 (34,935)	110,200 (46,835)
中 ホ ル	平日	11,800 (5,015)	15,800 (6,715)	18,900 (8,032)	27,500 (11,687)	34,600 (14,705)	46,200 (19,635)
	土曜日、日曜日および休日	14,100 (5,992)	18,900 (8,032)	22,600 (9,605)	33,000 (14,025)	41,400 (17,595)	55,500 (23,587)

備考

1 この表の利用料金の額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。

2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。

(2) 研修室、創作室および楽屋

区分	利用料金の額（円）						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時から午後11時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
研修室（1室につき）	690 (293)	920 (391)	810 (344)	540 (229)	1,610 (684)	1,730 (735)	2,420 (1,028)
創作室A	840 (357)	1,120 (476)	1,020 (433)	680 (289)	1,960 (833)	2,140 (909)	2,980 (1,266)
創作室B	810 (344)	1,080 (459)	960 (408)	640 (272)	1,890 (803)	2,040 (867)	2,850 (1,211)
創作室C	720 (306)	960 (408)	870 (369)	580 (246)	1,680 (714)	1,830 (777)	2,550 (1,083)
創作室（和室）A	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)
創作室（和室）B	360 (153)	480 (204)	450 (191)	300 (127)	840 (357)	930 (395)	1,290 (548)
大ホール楽屋A	930 (395)	1,240 (527)	1,110 (471)	740 (314)	2,170 (922)	2,350 (998)	3,280 (1,394)
大ホール楽屋B	900 (382)	1,200 (510)	1,080 (459)	720 (306)	2,100 (892)	2,280 (969)	3,180 (1,351)
大ホール楽屋C	630	840	750	500	1,470	1,590	2,220



	(267)	(357)	(318)	(212)	(624)	(675)	(943)
大ホール楽屋 D	570 (242)	760 (323)	660 (280)	440 (187)	1,330 (565)	1,420 (603)	1,990 (845)
大ホール楽屋 E	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)
大ホール楽屋 F	510 (216)	680 (289)	600 (255)	400 (170)	1,190 (505)	1,280 (544)	1,790 (760)
中ホール楽屋 A	1,620 (688)	2,160 (918)	1,950 (828)	1,300 (552)	3,780 (1,606)	4,110 (1,746)	5,730 (2,435)
中ホール楽屋 B	780 (331)	1,040 (442)	930 (395)	620 (263)	1,820 (773)	1,970 (837)	2,750 (1,168)
中ホール楽屋 C	750 (318)	1,000 (425)	900 (382)	600 (255)	1,750 (743)	1,900 (807)	2,650 (1,126)
中ホール楽屋 D	720 (306)	960 (408)	870 (369)	580 (246)	1,680 (714)	1,830 (777)	2,550 (1,083)
中ホール楽屋 E	570 (242)	760 (323)	660 (280)	440 (187)	1,330 (565)	1,420 (603)	1,990 (845)
中ホール楽屋 F	540 (229)	720 (306)	630 (267)	420 (178)	1,260 (535)	1,350 (573)	1,890 (803)

#### 備考

- この表の利用料金の額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。
- この表の規定にかかわらず、大ホール又は中ホールを利用する者が併せて大ホール楽屋又は中ホール楽屋を利用するときは、大ホール楽屋又は中ホール楽屋に係る利用料金は、收受しない。

#### (3) 練習室

区分	利用料金の額（円）	
	午前 9 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 11 時まで

	1 時間につき	1 時間につき
練習室 A	960 (408)	1,160 (493)
練習室 B	920 (391)	1,110 (471)
練習室 C	880 (374)	1,060 (450)
練習室 D	740 (314)	890 (378)
練習室 E	660 (280)	800 (340)
練習室 F	540 (229)	650 (276)
練習室 G	360 (153)	440 (187)
練習室 H	340 (144)	410 (174)

#### 備考

- 1 この表の利用料金の額（円）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は端数を1時間として計算する。

## 2 設備の利用料金

### (1) ホール

区分	利用料金の額（1時間につき）	
	利用の単位	金額 (円)

大ホール	舞台 設備	音響反射板	一式	1,100 (467)	
		オーケストラピット	1基	1,100 (467)	
		所作台（花道用所作台および開帳場を含む。）	一式	1,600 (680)	
		舞台幕	1枚	240 (102)	
		バレエ用シート	一式	300 (127)	
	照明 設備	ボーダーライト	1列	390 (165)	
		アッパーホリゾントライト	1列	370 (157)	
		ロアーホリゾントライト	1列	370 (157)	
		クセノンピンスポットライト	1台	550 (233)	
	音響 設備	拡声装置	一式	1,300 (552)	
		効果系拡声装置	一式	460 (195)	
		三点つりマイク装置	一式	260 (110)	
	中ホール	舞台 設備	舞台せり上げ装置	1基	390 (165)
			移動式音響反射板	1台	40 (17)
所作台（花道用所作台および開帳場を含む。）			一式	1,270 (539)	

		舞台幕	1 枚	150 (63)
		バレエ用シート	一式	200 (85)
	照明 設備	ボーダーライト	1 列	330 (140)
		アッパーホリゾントライト	1 列	300 (127)
		ロアーホリゾントライト	1 列	300 (127)
		クセノンピンスポットライト	1 台	420 (178)
	音響 設備	拡声装置	一式	780 (331)
		効果系拡声装置	一式	370 (157)
小ホー ル A	音響 設備	拡声装置	一式	260 (110)
小ホー ル B	音響 設備	拡声装置	一式	320 (136)
大ホー ル・中 ホール 共通	舞台 設備	と 鳥屋囲	1 組	360 (153)
		仮設花道	1 組	150 (63)
		松羽目	1 枚	370 (157)
		金びょうぶ・銀びょうぶ・鳥の子 びょうぶ	1 双	370 (157)
		演台（花台および脇台を含む。）	一式	240

			(102)
	司会者用演台	1 台	80 (34)
	平台	1 台	30 (12)
	箱足	1 個	10 (4)
	開き足	1 脚	10 (4)
	高座用座布団	1 枚	40 (17)
	長座布団	1 枚	20 (8)
	毛せん	1 枚	30 (12)
	上敷	1 枚	20 (8)
照明 設備	移動型調光卓	1 台	670 (284)
	ミラーボール	1 台	250 (106)
	星球	一式	200 (85)
	照明用効果器	1 台	150 (63)
	フットライト	1 台	100 (42)
	ハロゲンスポットライト A	1 台	70 (29)
	ハロゲンスポットライト B	1 台	60

				(25)	
音響 設備	移動型音響調整卓	1 台	880	(374)	
		移動型拡声装置 A	一式	870	(369)
		移動型拡声装置 B	一式	480	(204)
		ソリッドステート・コンパクトディスクレコーダー	1 台	70	(29)
		カセットテープレコーダー	1 台	40	(17)
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台	40	(17)
		映像 設備	プロジェクター	1 台	1,900
	ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	40	(17)	
小ホー ル共通	舞台 設備	舞台幕	1 枚	100	(42)
		ポータブルステージ	1 台	40	(17)
		仮設ステージ	1 台	30	(12)
	音響 設備	移動型拡声装置	1 組	120	(51)
	映像 設備	プロジェクター	1 台	700	(297)
大ホー ル・中 ホール	舞台 設備	演台	1 台	100	(42)
		指揮台	1 台	80	

・小ホール共通			(34)
		指揮者用譜面台	1台 80 (34)
		演奏者用いす	1脚 20 (8)
		譜面台	1台 20 (8)
照明設備		フォロースポットライト	1台 130 (55)
		LEDスポットライトA	1台 100 (42)
		LEDスポットライトB	1台 80 (34)
		ライト用スタンド	1台 40 (17)
音響設備		移動型跳ね返りスピーカー	1台 60 (25)
		コンデンサーマイクA	1本 110 (46)
		コンデンサーマイクB	1本 70 (29)
		コンデンサーマイクC	1本 60 (25)
		コンデンサーマイクD	1本 30 (12)
		ワイヤレスマイク	1本 60 (25)
		ダイナミックマイクA	1本 30 (12)
		ダイナミックマイクB	1本 10

			(4)
	卓上型マイク（マイク用スタンドを含む。）	一式	20 (8)
	マイク用スタンド	1本	10 (4)
	バウンダリーマイク	1台	30 (12)
	ダイレクトボックス	1個	20 (8)
楽器	グランドピアノ A	1台	3,000 (1,275)
	グランドピアノ B	1台	2,000 (850)
	グランドピアノ C	1台	800 (340)
その他	展示パネル A	1枚	30 (12)
	展示パネル B	1枚	10 (4)
	展示台 A	1台	20 (8)
	展示台 B	1台	10 (4)
	持込み器具に係る電力設備	持込み器具の 定格消費電力 の合計 1 キロ ワットにつき	60 (25)

備考

- 1 この表の利用料金の額（1時間につき）の欄に定める上段の利用



料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。

2 設備の利用時間は、当該設備に係る施設の利用に係る前号(1)ア又はイの規定による利用時間と同一の時間とする。

(2) 研修室、創作室および楽屋

区分			利用料金の額（1時間につき）	
			利用の単位	金額 （円）
大ホール 楽屋C	楽器	グランドピアノ	1台	700 (297)
研修室・ 創作室共 通	音響設備	簡易拡声装置（マイク 2本を含む。）	一式	100 (42)
	映像設備	プロジェクター（スク リーンを含む。）	一式	70 (29)
	その他	展示パネルA	1枚	30 (12)
		展示パネルB	1枚	10 (4)
		展示台A	1台	20 (8)
展示台B		1台	10 (4)	
研修室・ 創作室・ 楽屋共通	その他	持込み器具に係る電力 設備	持込み器具の定格 消費電力の合計1 キロワットにつき	60 (25)

備考

1 この表の利用料金の額（1時間につき）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は

は市条例利用料金額とする。

2 設備の利用時間は、当該設備に係る施設の利用に係る前号(1)の規定による利用時間と同一の時間とする。

3 この表の規定にかかわらず、大ホールを利用する者が併せて大ホール楽屋Cを利用するときは、大ホール楽屋Cのグランドピアノに係る利用料金は、收受しない。

(3) 練習室

区分			利用料金の額（1時間につき）	
			利用の単位	金額 (円)
練習室H	楽器	アップライトピアノ	1台	400 (170)
練習室A・B 共通	楽器	アップライトピアノ	1台	300 (127)
練習室C・F ・G・H共通	楽器	ドラムセット	一式	180 (76)
練習室共通	舞台 設備	譜面台	1台	10 (4)
	音響 設備	拡声装置	一式	180 (76)
		ベースアンプ	一式	150 (63)
		ギターアンプA	一式	110 (46)
		ギターアンプB	一式	70 (29)
		キーボードアンプ	一式	40 (17)

		ダイナミックマイク	1 本	10 (4)
		マイク用スタンド	1 本	10 (4)
	楽器	デジタルピアノ	1 台	150 (63)
	その他	持込み器具に係る電力設備	持込み器具の定格消費電力の合計 1 キロワットにつき	60 (25)

備考

- この表の利用料金の額（1 時間につき）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。
- 設備の利用時間は、当該設備に係る施設の利用に係る前号(3)の規定による利用時間と同一の時間とする。
- あきた芸術劇場条例第 2 条第 2 項の規定による許可に係る劇場の施設の利用料金

区分	単位	利用料金の額
建物の利用に係るもの	1 平方メートルにつき 1 日	200円 (85円)

備考

- この表の利用料金の額の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。
- 利用面積が 1 平方メートル未満であるとき又は利用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、当該利用面積又は端数を 1 平方メートルとして計算する。
- 利用の許可を受けた施設において前号の設備を利用する者から、

この表の規定による利用料金のほかに、当該設備に係る同号の規定による利用料金を収受するものとする。この場合において、同号(1)の表の備考の2、(2)の表の備考の2および3ならびに(3)の表の備考の2規定は、適用しない。

#### 4 駐車料金

区分	単位	利用料金の額
駐車時間が1時間以内の場合	1台につき	200円 (85円)
駐車時間が1時間を超える場合	1台につき	200円に、駐車時間のうち1時間を超えた部分について1時間までごとに100円を加えた額 (85円に、駐車時間のうち1時間を超えた部分について1時間までごとに42円を加えた額)

備考 この表の利用料金の額の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金額とする。